

令和5年度熊本県公契約条例推進委員会

日時：令和6年（2024年）1月31日（水）
午後3時～

場所：熊本県庁行政棟本館5階 審議会室

次 第

1 開会

2 議題

「熊本県の契約に関する取組方針」に係る取組状況について

熊本県の契約に関する取組方針、取組方針概要

資料1

公契約条例に係る取組状況について（重点取組事項）

資料2

公契約条例に係る取組状況について

資料3

3 閉会

熊本県公契約条例推進委員会設置要綱

(目的)

第1条 「持続可能な社会の実現に寄与する熊本県公契約条例」(以下「条例」という。)の適切な運用を図るため、条例第8条に基づき学識経験者及び関係団体の意見を聴く場として「熊本県公契約条例推進委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 委員会の委員は、5人程度で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 事業者団体の代表者
- (3) 労働者団体の代表者

3 委員の任期は、3年間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することができるものとする。

(委員長)

第3条 委員会に、委員長を置く。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ、委員長が指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、必要に応じて県が開催し、委員長がその議長となる。

2 委員は、その指名する者を代理人として出席させ、意見を述べることができる。

3 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、熊本県出納局管理調達課において処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

1 この要綱は、令和4年11月29日から施行する。

2 第2条第3項の規定にかかわらず、令和4年度に委員に任命された者に限り任期を令和7年3月31日までとする。

熊本県公契約条例推進委員会委員

令和5年(2023年)12月13日から

氏名	職名
井寺 美穂	熊本県立大学総合管理学部 准教授
坂口 洋一郎	熊本県経営者協会 会長
土井 建	熊本県建設産業団体連合会 会長
友田 孝行	日本労働組合総連合会熊本県連合会 会長
渡辺 絵美	弁護士

(50音順)

基本理念1

契約の透明性、競争の公正性の確保及び不正行為の排除

1 契約の透明性の確保

- 計画的な発注を適切に実施し、毎年度、定期的に入札等に係る発注の見通しを公表する。
- 一般競争入札の参加に必要な資格、契約を締結した際の入札(参加)者・落札者の名称、入札・落札金額等入札の過程及び契約の内容に関する情報を公表する。

2 競争の公正性の確保

- 契約の方法は一般競争入札を原則とし、公正性、機会均等性等を確保する。また、指名競争入札において、契約の内容に応じ、業者選定要領等に基づき、適切に事業者の選定を行う。
- 随意契約は、任意に相手方を選択して契約を締結するという契約方法の例外であることから、その必要性や適用については、関係規定に基づき客観的で具体的な理由を明確にする。

3 談合その他の不正行為の排除

- 指名停止等の措置要領を公表し、制度を周知するとともに、入札参加資格者が、当該要領に定める措置要件等に該当するときは、当該要領の規定に基づき指名停止を行うことにより、談合その他の不正行為の防止を図る。
- 契約の透明性を確保し、情報管理の徹底を図るとともに、「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」の趣旨を踏まえ、発注者が関与する談合の排除及び防止に取り組む。

基本理念2

総合的に優れた内容の契約締結

1 適正な履行が通常見込まれない金額による契約締結の防止

- 予定価格の設定において、契約の内容に応じ、その仕様書を適切に作成するとともに、最新の設計労務単価、資材等の実勢価格、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間の長短等を考慮して適正な積算を行う。
- 契約の内容に応じ、低入札価格調査制度や最低制限価格制度を適用し、その契約の内容に適合した施工・履行を確保する。
重点 最低制限価格制度の基準等について検討します！

2 価格以外の多様な要素の考慮

- 一般競争入札において、契約の内容に応じ、事業の規模や技術的難易度等により、入札(参加)者の技術力等その他の条件と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式を採用する。
- 随意契約において、契約の内容に応じ、企画案を評価する企画コンペ方式や、価格以外に企画力、技術力等を総合的に評価するプロポーザル方式を採用する。
- 契約の内容に応じ、資格や類似業務の履行実績など業務の実施に必要な要件を考慮した入札参加要件を定める。

基本理念3

誰もが安心して働き続けられる労働環境の整備・活力ある地域経済の振興

1 公契約の履行に係る業務従事者の労働環境の整備

- 労働局等の関係機関と連携し、事業者等に対し、賃金、労働時間、及び労働安全等に関する労働関係法令遵守の働きかけを行う。
重点 労働関係法令遵守を担保する方法を検討します！(例：契約書や仕様書への記載等)
- 予定価格の設定において、最新の設計労務単価等による人件費や労働環境の整備に係る費用等を考慮して適正な積算を行う。
- 契約の内容に応じ、低入札価格調査制度や最低制限価格制度を適用し、ダンピング受注の排除を図り、業務従事者の賃金を確保するなど、労働条件の悪化を防止する。

2 県内事業者の受注機会の確保

- 熊本県中小企業振興基本条例の趣旨を踏まえ、契約の内容に応じて県内に事務所又は事業所を有する者から調達を行うなどの取組を推進する。
- 契約の内容に応じ、県産品や県産資材等の使用を推進する。
- 建設工事における総合評価方式において、県内企業との下請け契約や県産資材の使用を評価する。

重点 企画コンペ等における事業者の取組の評価について、評価項目や加点の方法等を検討します！(令和5年10月頃～ 実施可能な事業から先行予定)

3 事業者による雇用環境の整備、多様な人材が活躍する取組の勘案

- 契約の内容に応じ、入札参加(者)資格審査格付又は企画コンペ等の契約の相手方を選定する方式において、プライト企業の認定を受けるなど働き方改革や雇用環境の整備等を推進する事業者の取組や、多様な人材の活躍推進に資する事業者の取組を評価する。
- 熊本県障がい者優先調達推進方針に基づく障害者就労施設等からの優先調達並びにシルバー人材センター、母子・父子福祉団体及び就労訓練事業者からの優先調達を行う。

4 事業者による県産品の利用の促進、その他活力ある地域経済の振興に資する取組の勘案

- 契約の内容に応じ、入札参加(者)資格審査格付又は企画コンペ等の契約の相手方を選定する方式において、県産品・県産資材等の使用や地域経済の振興に資する事業者の取組を評価する。

基本理念4

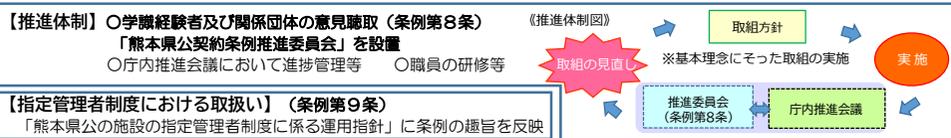
事業者が行う環境に配慮した事業活動など、持続可能な社会の実現に資する取組の勘案

- 契約の内容に応じ、入札参加(者)資格審査格付又は企画コンペ等の契約の相手方を選定する方式において、SDGs 達成に向けた取組や、環境に配慮する取組、社会貢献の取組など、持続可能な社会の実現に資する事業者の取組を評価する。
- 物品購入において、熊本県グリーン購入推進方針に基づき、環境物品等の優先的な調達を行う。

広報・周知

公契約条例の基本理念や県の取組について、様々な広報媒体を活用し、県民・事業者に向けた効果的な広報・周知を図る。

重点 効果的な方法を検討し、広報・周知を図ります！



公契約を通じて、持続可能な社会の実現のための取組を推進します！

熊本県の契約に関する取組方針

～持続可能な社会の実現に寄与する熊本県公契約条例～

令和5年4月1日

熊 本 県

はじめに

持続可能な社会の実現に寄与する熊本県公契約条例（令和4年熊本県条例39号）は、令和4年10月12日に制定・公布され、令和5年4月1日に施行された。これは、本県の公契約に関する基本的な理念を定める条例としては、初めて制定されたものである。

遡ること平成18年頃、全国において、談合を防止し、より公正で透明性の高い公共調達を実現することが喫緊の課題となった。本県では全庁を挙げてこの課題に取り組み、平成19年6月に熊本県公共調達改革基本方針を定め、爾来、当該基本方針に基づき、一般競争入札の原則の徹底や最低制限価格・低入札価格調査制度の導入など実効性のある具体的な取組を進めてきたところであり、今日、こうした取組が一定の水準において定着をみている状況にある。

しかしながら、熊本県公共調達改革基本方針の制定から十余年という時間が経過し、また、国を挙げてのDXの本格的な展開など、公共調達を取り巻く環境が著しく変化する中であって、入札・契約制度についてもこのような環境の変化に的確に対応していくことが求められているといえる。

また、「持続可能な社会の実現」が重要な政策課題となる中、「政策実現の手段」としての公契約、すなわち“公契約を通じて様々な県政課題の解決に向けた取組を公契約の当事者が協働して推進する”という、いわば公契約の新たな機能が注目されている。

持続可能な社会の実現に寄与する熊本県公契約条例は、このような二つの潮流を汲み、これからの時代にふさわしい公契約のあり方を描いている。

この取組方針は、こうした条例の制定事情を踏まえ、条例に謳われる基本理念を具体化するために行う本県の取組について定めるものである。

熊本県の契約に関する取組方針

取組方針は、県が、条例第3条に掲げる基本理念を踏まえた公契約の締結及びその履行を確保するため、定めるものです（条例第7条第1項）。

取組方針では、公契約に係る取組の総合的かつ効率的な推進に関する必要な事項を定めています（条例第7条第2項）。

【意見聴取】

取組方針については、学識経験者及び関係団体の意見を聴くものとされています（条例第8条）。

【進捗管理】

県では、取組方針について毎年度進捗管理を行うとともに、必要に応じた改正を行いながら、取組を進めてまいります。

目 次

第1 基本理念を踏まえた取組方針	1
基本理念1 契約の透明性、競争の公正性の確保及び不正行為の排除	
1-1 契約の透明性の確保	1
1-2 競争の公正性の確保	1
1-3 談合その他の不正行為の排除	2
基本理念2 総合的に優れた内容の契約の締結	
2-1 適正な履行が通常見込まれない金額による契約締結の防止	3
2-2 価格以外の多様な要素の考慮	3
基本理念3 誰もが安心して働き続けられる労働環境の整備・活力ある地域経済の振興	
3-1 公契約の履行に係る業務従事者の労働環境の整備	4
3-2 県内事業者の受注機会の確保	5
3-3 事業者による雇用環境の整備、多様な人材が活躍する取組の勘案	5
3-4 事業者による県産品の利用の促進、その他活力ある地域経済の振興に資する 取組の勘案	6
基本理念4 事業者が行う環境に配慮した事業活動など、持続可能な社会の実現に資する 取組の勘案	6
第2 事業者等との協力	7
第3 広報・周知	7
第4 取組方針の推進体制	7
第5 指定管理者制度における取扱い	7
資料 持続可能な社会の実現に寄与する熊本県公契約条例	8

第1 基本理念を踏まえた取組方針

基本理念 1

契約の透明性、競争の公正性の確保及び不正行為の排除

公契約は、その締結に至る過程において、透明性及び競争の公正性が確保されるとともに、談合その他の不正行為が排除されたものでなければならない。

1-1 契約の透明性の確保

公契約は、その経費が県民の税金等で賄われていることから、公正であり、経済的であることが求められる。そして、県民の負託に応えるには、契約の端緒から結果に至るまで、公契約が適正に行われていることを県民に明らかにすることが不可欠であり、また、このことは、不正行為の防止にも資する。そこで、契約の透明性を確保するため、引き続き下記の事項に取り組む。

- 1-1-1 熊本県会計規則や熊本県競争契約入札心得など、入札・契約に関する規則や要領等を公表するとともに、必要に応じた見直しを行う。
- 1-1-2 計画的な発注を適切に実施し、毎年度、定期的に入札等に係る発注の見通しを公表する。
- 1-1-3 一般競争入札の参加に必要な資格、契約を締結した際の入札(参加)者・落札者の名称、入札・落札金額等入札の過程及び契約の内容に関する情報を公表する。
- 1-1-4 指名停止措置を行ったときは、当該者の名称や所在地、指名停止等の理由、期間等を公表する。
- 1-1-5 建設工事において、入札及び契約の過程並びに契約の内容について県入札監視委員会で審議し、その概要を公表するとともに、委員会の意見を適切に入札契約制度に反映する。

1-2 競争の公正性の確保

公契約には、公正かつ経済的であることが要請され、公正な競争による契約の相手方選定が求められる。その手続きは、契約の性質や目的を踏まえた適切な入札・契約方法の選択と必要な条件整備の下、的確に契約を履行できる能力を有する者を確実に選定できるものでなければならない。そこで、競争の公正性を確保するため、引き続き下記の事項に取り組む。

- 1-2-1 契約の方法は、一般競争入札を原則とし、公正性、機会均等性等を確保する。

- 1-2-2 一般競争入札において、競争(入札)参加資格に条件を付する場合は、過度に競争性を低下させることがないよう、履行能力を有する参加者数の確保に留意する。
- 1-2-3 指名競争入札において、契約の内容に応じ、業者選定要領等に基づき、適切に事業者の選定を行う。
- 1-2-4 随意契約は、任意に相手方を選択して契約を締結するという契約方法の例外であることから、その必要性や適用については、関係規定に基づき客観的で具体的な理由を明確にする。
- 1-2-5 特定調達契約に係る苦情について、「政府調達に関する苦情の処理手続」に基づき対応する。
- 1-2-6 建設工事において、「熊本県が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要綱」に基づき対応する。
- 1-2-7 建設工事において、工事の種類、規模、重要度や特殊性を考慮し、分離発注に努め、専門分野の工事業者による公正な競争を確保する。

1-3 談合その他の不正行為の排除

談合その他の不正行為は、入札(参加)者間の公正かつ自由な競争や予算の適正な執行を阻害し、県民の利益を損ねる行為である。これを見過ごすことなく毅然とした対応を行い、不正行為に対する処分の実施とともに、再発の防止を図るため、引き続き下記の事項に取り組む。

- 1-3-1 指名停止等の措置要領を公表し、制度を周知するとともに、入札参加資格者が、当該要領に定める措置要件に該当するときは、当該要領の規定に基づき指名停止を行うことにより、談合その他の不正行為の防止を図る。
- 1-3-2 契約の透明性を確保し、情報管理の徹底を図るとともに、「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」の趣旨を踏まえ、発注者が関与する談合の排除及び防止に取り組む。
- 1-3-3 談合情報について、「熊本県談合情報処理要領」に基づき、公正入札調査委員会において速やかに対応するとともに、公正取引委員会及び警察本部に対し通知する。
- 1-3-4 暴力団員又は暴力団関係者でないことを入札参加(者)資格の要件とする。
- 1-3-5 建設工事において、建設業法に基づく必要な技術者の配置や施工体制などについて確認を行うとともに、建設業法違反については厳正に対処する。

基本理念 2

総合的に優れた内容の契約の締結

公契約は、その履行により提供されるサービスが県民の生活に密接に関係することを踏まえ、そのサービスをより質の高いものとするため、経済性に配慮した上で、契約の性質又は目的に応じ、適正な履行が通常見込まれない金額による契約の締結の防止を図り、価格以外の多様な要素も考慮するなど総合的に優れた内容とするものとする。

2-1 適正な履行が通常見込まれない金額による契約締結の防止

不当に廉価な金額での契約はその履行に係る質の低下を招く。また、事業者にとっては採算が合わない契約であり、そのしわ寄せは業務従事者の労働環境に及ぶ可能性が大きいといえる。そこで適正な履行が見込まれない金額による契約を防止するため、引き続き下記の事項に取り組み、制度の適切な活用の徹底と検討を進める。

- 2-1-1 予定価格の設定において、契約の内容に応じ、その仕様書を適切に作成するとともに、最新の設計労務単価、資材等の実勢価格、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間の長短等を考慮して適正な積算を行う。
- 2-1-2 建設工事において、入札の際に入札書とともに工事費内訳書を添付させ、数量、単価や金額等により、適正な見積もりであることを確認する。
- 2-1-3 契約の内容に応じ、低入札価格調査制度や最低制限価格制度を適用し、その契約の内容に適合した施工・履行を確保する。
重点 1 最低制限価格制度の基準等について検討します！
- 2-1-4 建設工事及び建設工事に係る業務委託において、内容の変更、賃金及び資材等の価格の著しい変動等により、請負代金額の変更が必要となった場合には、受発注者協議のうえ、適切に変更契約を締結する。

2-2 価格以外の多様な要素の考慮

契約の方法は、公正性・機会均等性に優れた一般競争入札が原則であるが、より質の高いサービスの提供や民間等のノウハウを必要とする契約については、価格のみならずその他の条件を総合的に判断し相手方を選定する。そこで、このような場合は手続きにおける公平性と公正性に留意しつつ、価格以外の多様な要素を考慮する下記の事項に引き続き取り組み、さらに有効な契約方法の検討と活用を進める。

- 2-2-1 一般競争入札において、契約の内容に応じ、事業の規模や技術的難易度等により、入札(参加)者の技術力等その他の条件と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式を採用する。
- 2-2-2 随意契約において、契約の内容に応じ、企画案を評価する企画コンペ方式や、価格以外に企画力、技術力等を総合的に評価するプロポーザル方式を採用する。

- 2-2-3 建設工事に係る業務委託において、技術的難易度等に応じ、業務に対する意欲及び技術的な能力等を評価し、最適な受注者を選定するため、総合評価方式やプロポーザル方式を採用する。
- 2-2-4 県内建設工事の入札参加(者)資格審査格付において、工事成績などの技術力に関する事項を評価する。
- 2-2-5 契約の内容に応じ、資格や類似業務の履行実績など業務の実施に必要な要件を考慮した入札参加要件を定める。

基本理念3

誰もが安心して働き続けられる労働環境の整備・活力ある地域経済の振興

公契約は、誰もが安心して働き続けられる労働環境の整備及び活力ある地域経済の振興に資するものとするため、公契約の履行に係る業務に従事する者の労働環境の整備が図られるよう、適切な措置を講じられた内容でなければならないものとし、その性質又は目的に応じ、その締結に当たって、県内に事務所又は事業所を有する事業者の受注の機会の確保が図られたものとするとともに、次に掲げる取組が勘案された内容とするものとする。

- (1) 事業者による雇用環境の整備及び多様な人材が活躍する社会の実現に資する取組
- (2) 事業者による県産品の利用の促進その他の活力ある地域経済の振興に資する取組

3-1 公契約の履行に係る業務従事者の労働環境の整備

公契約の適正な履行を確保するためには、良好な労働環境の整備等により労働者の確保が図られることが重要である。そのためには事業者の法令順守はもとより、安定した雇用・労働環境の向上を図ることが出来るよう、県がこれを後押しする取組を検討し、進めていく必要がある。

- 3-1-1 労働局等の関係機関と連携し、事業者等に対し、賃金、労働時間、及び労働安全等に関する労働関係法令遵守の働きかけを行う。

重点
2

労働関係法令遵守を担保する方法を検討します！ (例：契約書や仕様書への記載等)

- 3-1-2 業務従事者の労働時間や労働条件が適切に確保されるよう適正な工期、履行期間を設定する。
- 3-1-3 予定価格の設定において、最新の設計労務単価等による人件費や労働環境の整備に係る費用等を考慮して適正な積算を行う。
- 3-1-4 契約の内容に応じ、低入札価格調査制度や最低制限価格制度を適用し、ダンピング受注の排除を図り、業務従事者の賃金を確保するなど、労働条件の悪化を防止する。

- 3-1-5 社会保険への加入（加入義務のない者を除く）を入札参加(者)資格の要件とするとともに、入札参加(者)資格審査格付において、育児・介護制度の状況などの労働環境の向上に努める事業所の取組を評価する。

3-2 県内事業者の受注機会の確保

熊本県中小企業振興基本条例に基づき、県が発注する物品や役務等の調達、工事の発注にあたり、県内中小企業者の受注機会の増大について、引き続き受注機会の増大を図る取組を検討し、進めていく必要がある。

- 3-2-1 熊本県中小企業振興基本条例の趣旨を踏まえ、契約の内容に応じて県内に事務所又は事業所を有する者から調達を行うなどの取組を推進する。

【熊本県中小企業振興基本条例 抜粋】

第7条第2項 県は、前項の基本方針に基づき施策を具体的に実施するに当たり、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 中小企業における製品等の販路又は役務の提供範囲の拡大に資するため、県の発注する工事、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行及び透明かつ公正な競争の確保に留意するとともに、官公需に関する施策を十分認識した上で、中小企業者の受注機会の増大に努めること。
- (2) 中小企業者が製造又は加工した物品及び中小企業者が提供する役務の利用の促進に努めること。

- 3-2-2 熊本県新事業支援調達制度により認定された新商品や新役務について、優先的な調達を推進する。

- 3-2-3 契約の内容に応じ、県産品や県産資材等の使用を推進する。

- 3-2-4 建設工事における総合評価方式において、県内企業との下請け契約や県産資材の使用を評価する。

3-3 事業者による雇用環境の整備、多様な人材が活躍する取組の勘案

柔軟な働き方ができる職場環境づくり、仕事と生活の調和など、持続可能な雇用環境の実現に資する取組のほか、障がいの有無、性別や年齢等に関わらず誰もが安心して活躍できるような事業者の取組を評価することを検討し、契約を通じて更なる取組の促進に繋げる。

- 3-3-1 契約の内容に応じ、入札参加(者)資格審査格付又は企画コンペ等の契約の相手方を選定する方式において、ブライト企業の認定を受けるなど働き方改革や雇用環境の整備等を推進する事業者の取組を評価する。

重点
3 企画コンペ等における事業者の取組の評価について、評価項目や加点の方法等を検討します！
(令和5年10月頃～ 実施可能な事業から先行予定)

- 3-3-2 契約の内容に応じ、入札参加(者)資格審査格付又は企画コンペ等の契約の相手方を選定する方式において、多様な人材の活躍推進に資する事業者の取組を評価する。

重点
3 ※前掲参照

- 3-3-3 熊本県障がい者優先調達推進方針に基づく障害者就労施設等からの優先調達並びにシルバー人材センター、母子・父子福祉団体及び就労訓練事業者からの優先調達を行う。

3-4 事業者による県産品の利用の促進、その他活力ある地域経済の振興に資する取組の勘案

県産品の利用を促進する取組や、地域経済の振興に資する事業者の取組を評価することを検討し、契約を通じて更なる取組の促進に繋げる。

- 3-4-1 契約の内容に応じ、入札参加(者)資格審査格付又は企画コンペ等の契約の相手方を選定する方式において、県産品・県産資材等の使用や地域経済の振興に資する事業者の取組を評価する。

重点
3

※前掲参照

基本理念 4

事業者が行う環境に配慮した事業活動など、持続可能な社会の実現に資する取組の勘案

公契約は、その性質又は目的に応じ、事業者が行う環境に配慮した事業活動その他の持続可能な社会の実現に資する取組が勘案された内容とするものとする。

例えば、SDGs の 17 のゴール達成に向けた取組など、持続可能な社会の実現に資する事業者の取組を評価することを検討し、契約を通じて更なる取組の促進に繋げる。

- 4-1 契約の内容に応じ、入札参加(者)資格審査格付又は企画コンペ等の契約の相手方を選定する方式において、SDGs 達成に向けた取組や、環境に配慮する取組、社会貢献の取組など、持続可能な社会の実現に資する事業者の取組を評価する。

重点
3

※前掲参照

- 4-2 物品購入において、熊本県グリーン購入推進方針に基づき、環境物品等の優先的な調達を行う。

第2 事業者等との協力（条例第6条）

県及び事業者が相互に協力し、持続可能な社会の実現を目指すための取組を推進する。

第3 広報・周知

公契約条例の基本理念や県の取組について、様々な広報媒体を活用し、県民・事業者に向けた効果的な広報・周知を図る。

重点
4

効果的な方法を検討し、広報・周知を図ります！

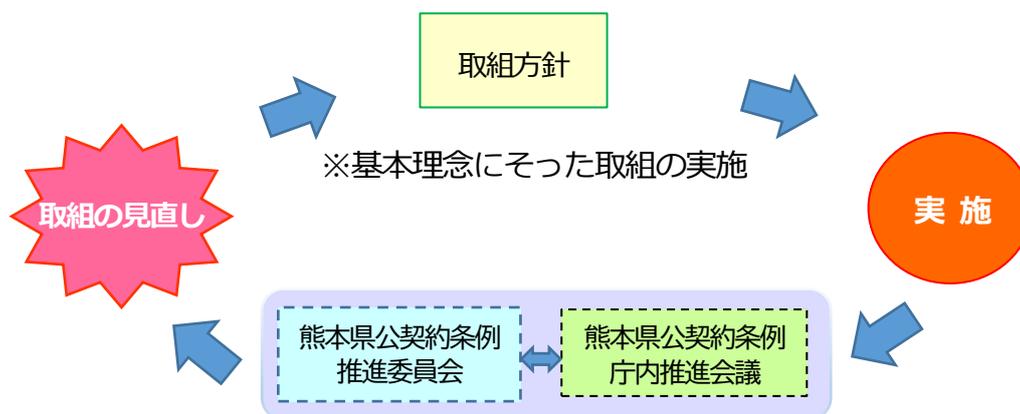
第4 取組方針の推進体制

（1）庁内推進会議における進捗管理等

関係課長で構成する「熊本県公契約条例庁内推進会議」において、取組方針に掲げた取組等の進捗管理や検討等を行う。

（2）学識経験者及び関係団体の意見聴取（条例第8条）

条例の適切な運用を図るため、学識経験者及び関係団体で構成する「熊本県公契約条例推進委員会」を設置し、取組方針の制定やその後の推進にかかわるような、条例の適切な運用を図るための取組に関する重要な事項について御意見を聴く。



※ 外部有識者会議や庁内推進会議における意見等を踏まえて取組の内容を見直し、必要に応じて取組方針を改定するなど、PDCAを着実に実施することで、取組の充実に繋げる。

（3）職員の研修等

適正な契約の締結に繋がるよう、職員に対する各種研修を行うとともに、職員の経理等に対する意識向上及び組織的なチェック体制の強化等に取り組む。

第5 指定管理者制度における取扱い（条例第9条）

別途策定している「熊本県公の施設の指定管理者制度に係る運用指針」に条例の趣旨を反映させる。

持続可能な社会の実現に寄与する熊本県公契約条例をここに公布する。

令和4年10月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第39号

持続可能な社会の実現に寄与する熊本県公契約条例

(目的)

第1条 この条例は、公契約に関し、基本理念を定め、県及び事業者等の責務を明らかにするとともに、公契約に関する基本的な事項を定めることにより、公契約制度の適正な運用、質の高い公共サービスの提供、労働環境の整備及び地域経済の振興を図り、もって県及び事業者等が相互に協力し、持続可能な社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公契約 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、県が締結する売買、賃借、請負その他の契約で、県がその目的たる給付に対して、対価の支払をすべきものをいう。
- (2) 事業者 県と公契約を締結し、又は締結しようとする者をいう。
- (3) 事業者等 事業者及び下請、再委託、その他いかなる名義によるかを問わず、公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者をいう。

(基本理念)

第3条 公契約は、その締結に至る過程において、透明性及び競争の公正性が確保されるとともに、談合その他の不正行為が排除されたものでなければならない。

2 公契約は、その履行により提供されるサービスが県民の生活に密接に関係することを踏まえ、そのサービスをより質の高いものとするため、経済性に配慮した上で、契約の性質又は目的に応じ、適正な履行が通常見込まれない金額による契約の締結の防止を図り、価格以外の多様な要素も考慮するなど総合的に優れた内容とするものとする。

3 公契約は、誰もが安心して働き続けられる労働環境の整備及び活力ある地域経済の振興に資するものとするため、公契約の履行に係る業務に従事する者の労働環境の整備が図られるよう、適切な措置を講じられた内容でなければならないものとし、その性質又は目的に応じ、その締結に当たって、県内に事務所又は事業所を有する事業者の受注の機会の確保が図られたものとするとともに、次に掲げる取組が勘案された内容とするものとする。

- (1) 事業者による雇用環境の整備及び多様な人材が活躍する社会の実現に資する取組
- (2) 事業者による県産品の利用の促進その他の活力ある地域経済の振興に資する取組

4 公契約は、その性質又は目的に応じ、事業者が行う環境に配慮した事業活動その他の持続可能な社会の実現に資する取組が勘案された内容とするものとする。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、この条例の目的を達成するために必要な取組を推進する責務を有する。

(事業者等の責務)

第5条 事業者等は、基本理念にのっとり、公契約に関わる者として社会的な責任を有していることを踏まえ、締結した公契約について、法令を遵守するとともに、公契約を適正に履行しなければならない。

2 事業者等は、県が実施する公契約に関する取組に協力するよう努めるものとする。

(事業者等との協力)

第6条 県及び事業者等は、相互に協力し、持続可能な社会の実現を目指すための取組を推進するよう努めるものとする。

(取組方針)

第7条 県は、基本理念を踏まえた公契約の締結及びその履行を確保するため、県が取り組むべき方針（以下「取組方針」という。）を定めるものとする。

2 取組方針には、基本理念を踏まえた公契約に係る取組の総合的かつ効果的な推進に関する必要な事項を定めるものとする。

(意見聴取)

第8条 知事は、この条例の適切な運用を図るため、取組方針その他の重要事項について、学識経験者及び関係団体の意見を聴くものとする。

(指定管理者制度における取扱い)

第9条 県は、公の施設の管理を指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）に行わせる場合は、この条例の趣旨を踏まえ、公契約に準じた取扱いを行うものとする。

(雑則)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2 第7条第1項の規定による取組方針の策定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、同項、同条第2項及び第8条の規定の例により行うことができる。

「熊本県の契約に関する取組方針」（令和 5 年（2023 年）4 月 1 日策定）

公契約条例に係る取組状況について（重点取組事項）

●「熊本県の契約に関する取組方針」において、次の 4 つを重点取組事項として設定。

重点 1 最低制限価格制度の基準等の検討

重点 2 労働関係法令遵守を担保する方法の検討（例：契約書や仕様書への記載等）

重点 3 企画コンペ等における事業者の取組の評価について、評価項目や加点の方法等を検討

重点 4 効果的な方法を検討し、広報・周知

●公契約条例制定後の取組状況は、以下のとおり

重点 1 最低制限価格制度の基準等の検討

- ・物品・業務委託に係る最低制限価格制度の対象は現在 6 業種※1、低入札価格調査制度は 3 業種※2 であるが、対象の業種や基準等について、各所属の契約の状況や他県の制度等を把握しながら、引き続き検討を進めていく。

※ 1 庁舎清掃（WTO 案件除く）、人的警備、設備機器運転監視、電話交換、消防用設備保守、樹木保護管理（WTO 案件除く）

※ 2 情報処理、庁舎清掃（WTO 案件、総合評価競争入札）、樹木保護管理（WTO 案件、総合評価競争入札）

重点 2 労働関係法令遵守を担保する方法の検討

- ・労働関係法令遵守を働きかける観点から、契約書に労働関係等の法令遵守に関する条項を記載することとした。

【概要】

施行時期：令和 5 年（2023 年）7 月 1 日から

対象となる契約：物品売買契約、業務委託契約（建設工事関係を除く）、リース契約

※ 建設工事関係の契約においては、従前から仕様書に関係法令遵守について記載している。

- ・最低賃金の改定について、県のホームページを通し、広く県民及び一般事業者に向けて周知広報を実施。また、庁内各所属にも通知し、周知を図っている。

重点 3 企画コンペ等における事業者の取組の評価について、評価項目や加点の方法等を検討

- ・県が実施する、企画コンペ方式、プロポーザル方式又は総合評価競争入札の審査において、県が推進している事業に係る評価項目を設定し、事業者の取組状況の評価を試行

【概要】

試行時期：令和5年（2023年）10月16日から

対象となる契約：業務委託契約（建設工事関係を除く）

※ 建設工事関係においては、従前から入札参加者資格審査格付の際に評価している。

【評価する項目】

分野	評価項目	評価基準
働く環境の整備	①「熊本県ブライト企業」の認定	①熊本県ブライト企業の認定を受けていること
多様な人材の活躍	②障害者就労施設等の製品等の調達実績	②障害者支援施設等からの物品及び役務の調達実績（当該年度又は前年度）があること
環境配慮	③省エネルギー、エネルギーシフト等の推進（事業活動温暖化計画書制度、エコアクション21、RE100、再エネ100宣言RE Actionのいずれかの認証等） ④森林吸収量認証書の交付実績（熊本県森林吸収量認証制度実施要綱による）	③事業活動温暖化計画書制度の対象事業者（義務及び任意）、エコアクション21、RE100、再エネ100宣言RE Actionのいずれかの認証等を受けていること ④森林吸収量認証書の交付実績（当該年度又は前年度）があること。
その他の持続可能な社会の実現	⑤熊本県SDGs登録制度の登録	⑤熊本県SDGs登録制度に登録していること

- ・ 試行開始後、事業者が行う取組の評価を26件実施した。（R6.1.18管理調達課把握）
- ・ 来年度に向けて、評価項目等を整理し、本格施行の準備を進める。

重点4 効果的な方法を検討し、広報・周知

- ・ 本県の公契約条例を知っていただくため、以下のような広報・周知を実施

手段	時期	概要
県政広報ラジオ	R5.2、5	・ 公契約条例の施行のお知らせに関する内容（2回）
県HP掲載	随時更新	・ 公契約条例の施行、取組方針の策定、パンフレットや動画等、公契約条例に関係する内容を随時掲載。
チラシ配布	R5.3	・ 物品・業務委託関係の事業者（入札参加者資格更新事業者）約1,000社に送付 ・ 建設業関係の事業者説明会で配布
動画作成	R5.9 R5.10～	・ 動画「熊本県の公契約条例ってなに？」を作成。（約6分） ・ 県HPに掲載 ・ 県YouTubeチャンネルに掲載 (R6.1.18現在 再生回数1,351回)

手段	時期	概要
動画CM	R5. 10 (2W)	・ 公契約条例の周知CM (15秒) を作成し、YouTube で配信 (表示回数 73.8 万回)
パンフレット作成・配布	R5. 8～	・ パンフレット「熊本県の公契約条例ってなに？」を作成 ・ 商工会議所、商工会等関係団体、県の機関等に配架依頼 ・ 人権同和問題に関する事業主研修会において、受講者にパンフレットを配布し、説明 ・ 熊本県 SDGs 登録事業者に配布 ・ パンフレット第 2 弾「熊本県の公契約条例の取組って？」を作成配布予定 (R6. 2)
ポスター作成・配布・掲示	R5. 8～	・ ポスターを作成 ・ 商工会議所、商工会等関係団体、県の機関等に配布 ・ 庁内に掲示
報道機関に情報提供	R5. 3 R5. 10	・ 公契約条例施行について ・ パンフレット・動画作成についてお知らせ
関係団体に周知の協力依頼	R5. 10～	・ 関係団体に周知の協力依頼 → 団体のHPに掲載、メール会員にお知らせ送信、広報誌掲載 (R6. 2) 等により協力いただいた。

- ・ 引き続き、様々な媒体を活用し、県民・事業者の皆様に向けて、状況に応じた広報・周知を図る

公契約条例に係る取組状況について

取組方針策定以降における、基本理念毎の取組状況は以下のとおり

【凡例】 ■既に実施している取組 △着手しているが更に検討を進める取組

第1

取組番号	取組方針	実施状況	取組状況(R5.12.1現在)
基本理念1 契約の透明性、競争の公正性の確保及び不正行為の排除			
1-1 契約の透明性の確保			
1-1-1	熊本県会計規則や熊本県競争契約入札心得など、入札・契約に関する規則や要領等を公表するとともに、必要に応じた見直しを行う。	■	関係規則や要領等を県HP等で公表している。
1-1-2	計画的な発注を適切に実施し、毎年度、定期的に入札等に係る発注の見通しを公表する。	■	定期的に入札等に係る発注の見通しを公表している。
1-1-3	一般競争入札の参加に必要な資格、契約を締結した際の入札(参加)者・落札者の名称、入札・落札金額等入札の過程及び契約の内容に関する情報を公表する。	■	県の契約に係る入札・契約情報を公表している。 (「入札情報公開サービスシステム」、情報プラザ等)
1-1-4	指名停止措置を行ったときは、当該者の名称や所在地、指名停止等の理由、期間等を公表する。	■	指名停止措置を行ったときは、当該者の名称や所在地、指名停止等の理由、期間等を公表している。
1-1-5	建設工事において、入札及び契約の過程並びに契約の内容について県入札監視委員会で審議し、その概要を公表するとともに、委員会の意見を適切に入札契約制度に反映する。	■	建設工事に関し、入札監視委員会において、入札の経緯(参加資格の設定、指名理由等)及び結果等を審議し、その概要を公表している。 なお、委員会から2年毎に意見の具申を受け、適切に制度に反映している。
1-2 競争の公正性の確保			
1-2-1	契約の方法は、一般競争入札を原則とし、公正性、機会均等性等を確保する。	■	契約の方法は、競争性、透明性、客観性等に優れた一般競争入札を原則としている。 また、建設工事においては、予定価格3,000万円以上の場合、総合評価落札方式を適用した条件付一般競争入札を原則としている。
1-2-2	一般競争入札において、競争(入札)参加資格に条件を付する場合は、過度に競争性を低下させることがないよう、履行能力を有する参加者数の確保に留意する。	■	建設工事における競争参加資格の設定については、過去の施工実績を求める工事についても、競争性の観点から、概ね20者以上の有資格者数が確保できるような設定を原則としている。
1-2-3	指名競争入札において、契約の内容に応じ、業者選定要領等に基づき、適切に事業者の選定を行う。	■	業者選定要領に基づき、事業者を適切に選定している。

取組番号	取組方針	実施状況	取組状況(R5.12.1現在)
1-2-4	随意契約は、任意に相手方を選択して契約を締結するという契約方法の例外であることから、その必要性や適用については、関係規定に基づき客観的で具体的な理由を明確にする。	■	随意契約の必要性を明確にし、適用については、関係規定に基づき適正に行うよう、職員研修等で周知を図っている。
1-2-5	特定調達契約に係る苦情について、「政府調達に関する苦情の処理手続」に基づき対応する。	■	特定調達契約に係る苦情については、「政府調達に関する苦情の処理手続」に基づき、対応している。
1-2-6	建設工事において、「熊本県が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要綱」に基づき対応する。	■	一般競争入札については、「参加資格なしとなった場合の理由の説明要求」と「落札者とならなかった場合の説明要求」のそれぞれの期限を工事毎に入札公告に記載し示している。
1-2-7	建設工事において、工事の種類、規模、重要度や特殊性を考慮し、分離発注に努め、専門分野の工事業者による公正な競争を確保する。	■	発注にあたっては、工事内容を踏まえ適切な工種の業者に発注している。 建築工事にあつては、本体工事、電気工事、管工事及び造園に分離。 土木工事にあつては、舗装工事、しゅんせつ工事、鋼構造物工事、とび・土工・コンクリート工事、吹付け工事及びグラウト工事に分離。
1-3 談合その他の不正行為の排除			
1-3-1	指名停止等の措置要領を公表し、制度を周知するとともに、入札参加資格者が、当該要領に定める措置要件に該当するときは、当該要領の規定に基づき指名停止を行うことにより、談合その他の不正行為の防止を図る。	■	指名停止等の措置要領を公表し、制度の周知を図っている。 また、当該要領に定める措置要件に該当するときは、指名停止措置を行っている。
1-3-2	契約の透明性を確保し、情報管理の徹底を図るとともに、「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」の趣旨を踏まえ、発注者が関与する談合の排除及び防止に取り組む。	■	発注者が関与する談合の排除及び防止のため、公正取引委員会による「入札談合等関与行為防止法について」の研修を実施した。(令和5年9月に開催した職員研修の一部に取り入れた)
1-3-3	談合情報について、「熊本県談合情報処理要領」に基づき、公正入札調査委員会において速やかに対応するとともに、公正取引委員会及び警察本部に対し通知する。	■	談合情報については、「熊本県談合情報処理要領」に基づき、適切に対応している。
1-3-4	暴力団員又は暴力団関係者でないことを入札参加(者)資格の要件とする。	■	物品・業務委託の事業者については、入札参加資格の要件とし、申請時に誓約書等を徴取し、確認を行っている。 また、建設工事の事業者については、建設業許可取得の要件となっており、契約締結時に誓約書を徴取している。
1-3-5	建設工事において、建設業法に基づく必要な技術者の配置や施工体制などについて確認を行うとともに、建設業法違反については厳正に対処する。	■	入札参加資格確認時等に確認を行っている他、下請契約時には施工体制台帳により確認を行っている。

取組番号	取組方針	実施状況	取組状況(R5.12.1現在)
基本理念2 総合的に優れた内容の契約締結			
2-1 適正な履行が通常見込まれない金額による契約締結の防止			
2-1-1	<p>予定価格の設定において、契約の内容に応じ、その仕様書を適切に作成するとともに、最新の設計労務単価、資材等の実勢価格、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間の長短等を考慮して適正な積算を行う。</p>	■	<p>予定価格の設定において、契約の性質又は目的に応じ、仕様書を適切に作成するとともに実勢価格等を適切に反映して積算を行うよう、職員研修会で周知を図っている。</p>
2-1-2	<p>建設工事において、入札の際に入札書とともに工事費内訳書を添付させ、数量、単価や金額等により、適正な見積もりであることを確認する。</p>	■	<p>「工事費内訳書確認事務処理要領」に基づき、工事費の内訳を確認している。 また、総合評価落札方式の建設工事に適用している施工体制確認型では、一定の金額(内訳)を下回った場合、ヒアリング若しくは追加資料の提出を求め、施工体制評価点での減点対象としている。</p>
2-1-3	<p>契約の内容に応じ、低入札価格調査制度や最低制限価格制度を適用し、その契約の内容に適合した施工・履行を確保する。</p>	△	<p>契約の内容に適合した履行を確保するため、人件費が多くを占める業務委託において、契約の性質又は目的により最低制限価格制度(現在6業種)や低入札価格調査制度(現在3業種)を適用している。 また、建設工事等及び建設工事等に係る委託において、低入札価格調査制度における適切な調査基準価格及び失格基準価格を設定している。</p>
2-1-4	<p>建設工事及び建設工事に係る業務委託において、内容の変更、賃金及び資材等の価格の著しい変動等により、請負代金額の変更が必要となった場合には、受発注者協議のうえ、適切に変更契約を締結する。</p>	■	<p>建設工事及び建設工事に係る業務委託において、国土交通省が公表する設計労務単価等の改定に併せ、「インフレスライド」と「設計労務単価等の変更に係る特例措置」が通知されており、県でも同様の制度で運用している。 また、設計図書に定めた条件が実際の条件と異なる場合や予期しない条件が発生した場合には、受発注者協議のうえ、適切に変更契約を締結している。</p>
2-2 価格以外の多様な要素の考慮			
2-2-1	<p>一般競争入札において、契約の内容に応じ、事業の規模や技術的難易度等により、入札(参加)者の技術力等その他の条件と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式を採用する。</p>	■	<p>物品調達・業務委託において、契約の性質や目的に応じて、品質の確保を目的として、価格と合わせて性能、機能、信頼性等その他の条件を総合的に評価し、県にとって最も有利な契約の相手方を決定する総合評価方式を実施している。 また、建設工事等及び建設工事に係る業務委託においても、技術者の経験や資格取得状況等を評価する総合評価落札方式を実施している。</p>
2-2-2	<p>随意契約において、契約の内容に応じ、企画案を評価する企画コンペ方式や、価格以外に企画力、技術力等を総合的に評価するプロポーザル方式を採用する。</p>	■	<p>契約の性質や目的に応じて、企画コンペ方式やプロポーザル方式を実施している。</p>
2-2-3	<p>建設工事に係る業務委託において、技術的難易度等に応じ、業務に対する意欲及び技術的な能力等を評価し、最適な受注者を選定するため、総合評価方式やプロポーザル方式を採用する。</p>	■	<p>建設工事に係る業務委託において、技術的難易度等に応じ、業務に対する意欲及び技術的な能力等を評価し、最適な受注者を選定するため、総合評価落札方式やプロポーザル方式を実施している。</p>

取組番号	取組方針	実施状況	取組状況(R5.12.1現在)
2-2-4	県内建設工事の入札参加(者)資格審査格付において、工事成績などの技術力に関する事項を評価する。	■	県内建設業者の入札参加者資格審査格付(土木一式工事、建築一式工事、舗装工事、電気工事、管工事)で評価している。 平均工事成績、優良工事、粗雑工事、官公庁元請工事の完工高、専門工事の完工高、完工高合計に占める専門工事完工高の比率、舗装施工管理技術者の人数、舗装用機械の保有、高度な技術を要する工事の実績、県研修会の受講、VE提案の採択、新技術開発等の取組、同一時点における技術者の補正を評価。 また、建設工事等において、工事の種類及び金額に応じ、資格業種、資格総合点数、同種工事の経験、配置技術者の資格等を入札参加要件としている。
2-2-5	契約の内容及び、資格や類似業務の履行実績など業務の実施に必要な要件を考慮した入札参加要件を定める。	■	契約の性質や目的に応じて、各業務の実施に必要な要件を考慮し、入札参加要件を定めている。
基本理念3 誰もが安心して働き続けられる労働環境の整備・活力ある地域経済の振興			
3-1 公契約の履行に係る業務従事者の労働環境の整備			
3-1-1	労働局等の関係機関と連携し、事業者等に対し、賃金、労働時間、及び労働安全等に関する労働関係法令遵守の働きかけを行う。	■	県ホームページを通じ、広く県民・一般事業者向けに最低賃金の改定内容を周知している。 また、労働関係法令遵守を働きかける観点から、当県と事業者が結ぶ契約書に、労働関係等の法令遵守に関する条項を記載している。 (建設工事関係の契約は、仕様書に記載)
3-1-2	業務従事者の労働時間や労働条件が適切に確保されるよう適正な工期、履行期間を設定する。	■	・業務従事者の労働時間や労働条件が適切に確保されるよう、適正な履行期間を設定している。
3-1-3	予定価格の設定において、最新の設計労務単価等による人件費や労働環境の整備に係る費用等を考慮して適正な積算を行う。	■	予定価格の設定において、最新の設計労務単価、資材等の実勢価格を反映するなど、適切に積算している。 また、賃金上昇、資材価格高騰等に係る国からの通知について、所属に周知し、情報を共有している。
3-1-4	契約の内容及び、低入札価格調査制度や最低制限価格制度を適用し、ダンピング受注の排除を図り、業務従事者の賃金を確保するなど、労働条件の悪化を防止する。	△	(2-1-3再掲) 契約の内容及び適合した履行を確保するため、人件費が多くを占める業務委託において、契約の性質又は目的により最低制限価格制度(現在6業種)や低入札価格調査制度(現在3業種)を適用している。 また、建設工事等及び建設工事等に係る委託において、低入札価格調査制度における適切な調査基準価格及び失格基準価格を設定している。

取組番号	取組方針	実施状況	取組状況(R5.12.1現在)
3-1-5	社会保険への加入(加入義務のない者を除く)を入札参加(者)資格の要件とするとともに、入札参加(者)資格審査格付において、育児・介護制度の状況などの労働環境の向上に努める事業所の取組を評価する。	△	物品調達・業務委託に係る入札参加資格審査格付(以下、「格付」という。)において、社会保険に加入していない場合(加入義務のないものを除く。)は減点を行っており、障害者雇用状況、育児・介護制度の状況に関する取組を評価している。 また、建設工事の入札参加者資格は、社会保険に加入していること等を付与要件としており、入札参加者資格審査格付では、男女共同参画の推進(育児・介護制度の状況)、労働安全に関する取組を評価している。
3-2 県内事業者の受注機会の確保			
3-2-1	熊本県中小企業振興基本条例の趣旨を踏まえ、契約の内容に応じて県内に事務所又は事業所を有する者から調達を行うなどの取組を推進する。	■	物品調達・業務委託に係る一般競争入札において、熊本県中小企業振興条例の趣旨を踏まえ、原則として、県内に事務所又は事業所を有する者とする地域要件を付して(WTO案件を除く)おり、入札参加資格審査格付で、県内に事業所を設置していることを評価している。 また、建設工事等及び建設工事等に係る委託において、中小企業振興基本条例、及び第3次熊本県建設産業振興プランに基づき、県内企業で対応可能なものは県内企業への発注を基本としており、建設工事等及び建設工事に係る業務委託において、工事(業務)の実施箇所と入札者の本店所在地が同一地域内であることを評価する総合評価落札方式を実施している。
3-2-2	熊本県新事業支援調達制度により認定された新商品や新役務について、優先的な調達を推進する。	■	熊本県新事業支援調達制度により認定された新商品や新役務の優先調達を実施している。
3-2-3	契約の内容に応じ、県産品や県産資材等の使用を推進する。	■	契約の内容に応じ、県産品や県産資材等の使用に繋がるよう関係所属で取組んでいる。 また、建設工事において、契約の内容に応じ、総合評価落札方式において、県産品や県産資材の利用を評価している。
3-2-4	建設工事における総合評価方式において、県内企業との下請け契約や県産資材の使用を評価する。	■	建設工事において、全ての下請負契約を県内企業と締結する場合に評価する総合評価落札方式を実施している。
3-3 事業者による雇用環境の整備、多様な人材が活躍する取組の勘案			
3-3-1	契約の内容に応じ、入札参加(者)資格審査格付又は企画コンペ等の契約の相手方を選定する方式において、ブライ企業認定を受けるなど働き方改革や雇用環境の整備等を推進する事業者の取組を評価する。	△	物品調達・業務委託に係る企画コンペ等の審査において、県が推進している事業のうち、8事業を対象に、事業者の取組の評価を試行している(R5.10~)。 また、県内建設業者の入札参加者資格審査格付で新規学卒者の雇用、若年者の定着、ブライ企業認定を評価している。
3-3-2	契約の内容に応じ、入札参加(者)資格審査格付又は企画コンペ等の契約の相手方を選定する方式において、多様な人材の活躍推進に資する事業者の取組を評価する。	△	物品調達・業務委託に係る企画コンペ等の審査において、県が推進している事業のうち、8事業を対象に、事業者の取組の評価を試行している(R5.10~)。 また、物品調達・業務委託に係る格付において、障害者雇用状況、育児・介護制度の状況に関する事項を評価しており、県内建設業者の入札参加者資格審査格付では、障がい者の雇用、男女共同参画の推進(育児・介護制度の状況)を評価している。

取組番号	取組方針	実施状況	取組状況(R5.12.1現在)
3-3-3	熊本県障がい者優先調達推進方針に基づく障害者就労施設等からの優先調達並びにシルバー人材センター、母子・父子福祉団体及び就労訓練事業者からの優先調達を行う。	■	熊本県障がい者優先調達推進方針に基づき、障害者就労施設等からの優先調達を行っており、シルバー人材センター、母子・父子福祉団体からの随意契約による優先調達も実施している。
3-4 事業者による県産品の利用の促進、その他活力ある地域経済の振興に資する取組の勘案			
3-4-1	契約の内容及び、入札参加(者)資格審査格付又は企画コンペ等の契約の相手方を選定する方式において、県産品・県産資材等の使用や地域経済の振興に資する事業者の取組を評価する	△	物品・業務委託に係る企画コンペ等の審査において、県が推進している事業のうち、8事業を対象に、事業者の取組の評価を試行している(R5.10～)。また、建設工事において、県産資材を使用することを評価する総合評価落札方式を実施している。
基本理念4 事業者が行う環境に配慮した事業活動など、持続可能な社会の実現に資する取組の勘案			
4-1	契約の内容及び、入札参加(者)資格審査格付又は企画コンペ等の契約の相手方を選定する方式において、SDGs達成に向けた取組や、環境に配慮する取組、社会貢献の取組など、持続可能な社会の実現に資する事業者の取組を評価する。	△	物品・業務委託に係る企画コンペ等の審査において、県が推進している事業のうち、8事業を対象に、事業者の取組の評価を試行して(R5.10～)おり、建設工事において、社会貢献活動又は災害支援活動の実施や災害協定の締結状況の評価する総合評価落札方式を実施している。また、物品・委託に係る格付において、ISO等取得状況に関する事項を評価しており、県内建設業者の入札参加者資格審査格付で消防団への入団・消防団協力事業所の認定、保護観察者の協力雇用主の登録、防災協定の締結、エコアクション21の取得、温暖化対策計画等の取組、大臣表彰・知事表彰の受賞、不当要求防止責任者講習の受講、新分野への進出、総職員数、企業合併、SDGs登録事業者を評価している。
4-2	物品購入において、熊本県グリーン購入推進方針に基づき、環境物品等の優先的な調達を行う。	■	県の物品購入において、熊本県グリーン購入推進方針に基づき、環境に配慮した物品等の優先的な調達がなされるよう意識啓発のため、県庁各部署の前年度の調達率の確認を行うとともに、その結果について県庁ホームページで公表している。また、最新のグリーン購入専用の冊子を各部署に配布し、情報の周知と取組の推進に努めている。

【その他の取組】

取組番号	取組方針	実施状況	取組状況(R5.12.1現在)
第2	【事業者等との協力】 県及び事業者が相互に協力し、持続可能な社会の実現を目指すための取組を推進する。	△	県の事業に係る事業者の取組状況の紹介方法、企画コンペ等における取組の評価と併せて検討を進める。
第3	【広報・周知】 公契約条例の基本理念や県の取組について、様々な広報媒体を活用し、県民・事業者に向けた効果的な広報・周知を図る。	△	主に以下について実施した ・県政ラジオで広報(2回) ・パンフレット(2回)、ポスター、動画を作成して周知 ・関係団体をとおして周知 ・他所属における研修会で周知 ・SDGs登録証発送にパンフレット同封 等

取組番号	取組方針	実施状況	取組状況(R5.12.1現在)
第4(3)	<p>【職員の研修等】 適正な契約の締結に繋がるよう、職員に対する各種研修を行うとともに、職員の経理等に対する意識向上及び組織的なチェック体制の強化等に取り組む。</p>	△	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な会計事務処理や契約に関する職員研修を実施している。 ・また、令和5年度は、公正取引委員会による研修内容を取り入れた。

《今後の方針》

- ・今後も関係規定等に沿って、適正な事務処理を行う。
- ・一覧表中「実施状況」を「△」としている「更に検討を進める取組」について、重点的に検討し、取組を進めていく。
- ・「■」としている「既に実施している取組」についても、引き続き適正に取り組むとともに、制度の拡充を図っていく。
- ・本県の公契約条例の基本理念を浸透させるため、効果的な広報・周知を継続するとともに、最低賃金の改定内容や労働関係の法改正についても、労働局と連携し、事業者への広報・周知を図っていく。

持続可能な社会の実現に寄与する熊本県公契約条例をここに公布する。

令和4年10月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第39号

持続可能な社会の実現に寄与する熊本県公契約条例

(目的)

第1条 この条例は、公契約に関し、基本理念を定め、県及び事業者等の責務を明らかにするとともに、公契約に関する基本的な事項を定めることにより、公契約制度の適正な運用、質の高い公共サービスの提供、労働環境の整備及び地域経済の振興を図り、もって県及び事業者等が相互に協力し、持続可能な社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公契約 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、県が締結する売買、賃借、請負その他の契約で、県がその目的たる給付に対して、対価の支払をすべきものをいう。
- (2) 事業者 県と公契約を締結し、又は締結しようとする者をいう。
- (3) 事業者等 事業者及び下請、再委託、その他いかなる名義によるかを問わず、公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者をいう。

(基本理念)

第3条 公契約は、その締結に至る過程において、透明性及び競争の公正性が確保されるとともに、談合その他の不正行為が排除されたものでなければならない。

2 公契約は、その履行により提供されるサービスが県民の生活に密接に関係することを踏まえ、そのサービスをより質の高いものとするため、経済性に配慮した上で、契約の性質又は目的に応じ、適正な履行が通常見込まれない金額による契約の締結の防止を図り、価格以外の多様な要素も考慮するなど総合的に優れた内容とするものとする。

3 公契約は、誰もが安心して働き続けられる労働環境の整備及び活力ある地域経済の振興に資するものとするため、公契約の履行に係る業務に従事する者の労働環境の整備が図られるよう、適切な措置を講じられた内容でなければならないものとし、その性質又は目的に応じ、その締結に当たって、県内に事務所又は事業所を有する事業者の受注の機会の確保が図られたものとするとともに、次に掲げる取組が勘案された内容とするものとする。

- (1) 事業者による雇用環境の整備及び多様な人材が活躍する社会の実現に資する取組
- (2) 事業者による県産品の利用の促進その他の活力ある地域経済の振興に資する取組

4 公契約は、その性質又は目的に応じ、事業者が行う環境に配慮した事業活動その他の持続可能な社会の実現に資する取組が勘案された内容とするものとする。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、この条例の目的を達成するために必要な取組を推進する責務を有する。

(事業者等の責務)

第5条 事業者等は、基本理念にのっとり、公契約に関わる者として社会的な責任を有していることを踏まえ、締結した公契約について、法令を遵守するとともに、公契約を適正に履行しなければならない。

2 事業者等は、県が実施する公契約に関する取組に協力するよう努めるものとする。

(事業者等との協力)

第6条 県及び事業者等は、相互に協力し、持続可能な社会の実現を目指すための取組を推進するよう努めるものとする。

(取組方針)

第7条 県は、基本理念を踏まえた公契約の締結及びその履行を確保するため、県が取り組むべき方針（以下「取組方針」という。）を定めるものとする。

2 取組方針には、基本理念を踏まえた公契約に係る取組の総合的かつ効果的な推進に関する必要な事項を定めるものとする。

(意見聴取)

第8条 知事は、この条例の適切な運用を図るため、取組方針その他の重要事項について、学識経験者及び関係団体の意見を聴くものとする。

(指定管理者制度における取扱い)

第9条 県は、公の施設の管理を指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）に行わせる場合は、この条例の趣旨を踏まえ、公契約に準じた取扱いを行うものとする。

(雑則)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2 第7条第1項の規定による取組方針の策定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、同項、同条第2項及び第8条の規定の例により行うことができる。

持続可能な社会の実現に寄与する熊本県公契約条例の概要

目 的 (第1条)

公契約に関し、基本理念を定め、県及び事業者等の責務を明らかにするとともに、基本的な事項を定め、公契約制度の適正な運用、質の高い公共サービスの提供、労働環境の整備及び地域経済の振興を図り、もって県及び事業者等が相互に協力し、持続可能な社会の実現に寄与する。

定義 (第2条)

※ 公契約… 県が締結する売買、賃借、請負その他の契約で、県がその目的たる給付に対して、対価の支払いをすべきもの
事業者… 県と公契約を締結し、又は締結しようとする者
事業者等… 事業者及び下請、再委託、その他いかなる名義によるかを問わず、公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者

基本理念 (第3条)

① 契約の透明性、競争の公正性の確保及び不正行為の排除

② 総合的に優れた内容の契約締結

- ・ 経済性に配慮した上で、適正な履行が通常見込まれない金額による契約締結を防止
- ・ 価格以外の多様な要素も考慮

③ 誰もが安心して働き続けられる労働環境の整備・活力ある地域経済の振興

- ・ 公契約の履行に係る業務従事者の労働環境の整備
- ・ 県内事業者の受注の機会の確保
- ・ 事業者による雇用環境の整備、多様な人材が活躍する取組を勘案
- ・ 県産品の利用の促進その他活力ある地域経済の振興に資する取組を勘案

④ 事業者が行う環境に配慮した事業活動など、持続可能な社会の実現に資する取組の勘案

責 務 (第4条・第5条)

県の責務：基本理念にのっとり、必要な取組を推進（取組方針の策定）

事業者等の責務：法令遵守・適正履行・公契約に関する取組への協力

事業者等との協力 (第6条)

県及び事業者等は、相互に協力し、持続可能な社会の実現を目指すための取組を推進

推進体制 (第7条・第8条)

県が定める取組方針その他の重要事項について、学識経験者及び関係団体の意見聴取を実施

指定管理者制度の取扱い (第9条)

公の施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、この条例の趣旨を踏まえ公契約に準じた取扱いを行う。



持続可能な社会の実現